

一般社団法人国際建造物保全技術協会認定

## 建造物保全技術資格制度

規 程

2012年11月20日改訂



一般社団法人

国際建造物保全技術協会

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規程は、一般社団法人国際建造物保全技術協会（以下、本協会という）が行う建造物保全技術資格制度における「建造物保全技術者」「建造物保全上級技術者」「建造物保全監理士」の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて建造物保全技術の向上と建造物のライフサイクルコストの低減、長寿命化に寄与し、国民経済の発展に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この規定において「建造物保全監理士」とは、本協会の登録を受け、「建造物保全監理士」の名称を用いて、建造物および木質材料を主とする土木構造物に関する専門的能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2 この規定において「建造物保全上級技術者」とは、「建造物保全監理士」となるのに必要な技能を修習するため、「建造物保全上級技術者」の名称を用いて、前項に規定する業務について「建造物保全監理士」を補助し、「建造物保全技術者」を指導する者をいう。

3 この規約において「建造物保全技術者」とは、「建造物保全監理士」となるのに必要な技能を修習するため、「建造物保全技術者」の名称を用いて、前項に規定する業務について「建造物保全上級技術者」を補助する者をいう。

4 「建造物保全技術者」「建造物保全上級技術者」「建造物保全監理士」となりうるもの、またはなつたものは、国際建造物保全技術協会の賛助会員に限定する。賛助会員を、脱会もしくは除名されたものに関しては以下、称号の使用は認めないものとする。

## 第二章 建造物保全技術資格試験

### (試験の種類)

第三条 建造物保全技術資格試験（以下、本試験という）は、これを分けて「建造物保全技術者」「建造物保全上級技術者」「建造物保全監理士」の各試験とし、本協会が実施する。

2 各々の試験に合格した者は、本協会に登録することにより資格証の発行を受け、各々の資格を業務に使用することができる。

### (建造物保全技術者試験)

第四条 建造物保全技術者試験は、建造物保全技術者となるのに必要な建造物全般にわたる基礎的学識及び必要な専門的実績を有するか否かを判定することをもつて、その目的とする。

### (建造物保全上級技術者試験)

第五条 建造物保全上級技術者試験は、建造物保全上級技術者となるのに必要な、建造物全般にわたる高度な学識及び必要な専門的実績を有するか否かを判定することをもつて、そ

の目的とする。

（建造物保全監理士試験）

第六条 建造物保全監理士試験は、建造物保全監理士となるのに必要な、高度な専門的学識及び高度な専門的応用能力を有するか否かを判定することをもつて、その目的とする。

（試験の執行）

第七条 本試験は、不定期に本協会が行う。

（合格証書）

第八条 本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（合格の取消し等）

第九条 本協会は、不正の手段によって本試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

（受験手数料）

第十条 本試験を受けようとする者は、本協会で定めるところにより、受験料を納付しなければならない。

2 第一項の受験料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

### 第三章 建造物保全技術資格者の義務

（信用失墜行為の禁止）

第十一条 建造物保全技術資格者（以下、本資格者という）は、信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第十二条 本資格者は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（公益確保の責務）

第十三条 本資格者は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

（受検資格）

第十四条 「建造物保全技術者」は、建造物に関する、設計・施工・研究等の実務経験を7年以上有し、事前に申請し本協会にて受験を認められたものとする。

第十五条 「建造物保全上級技術者」は、「コンクリート診断士」程度の資格を有し、「建造

物保全技術者」資格修得後3年以上の実務経験と、別に定める「研鑽ポイント」の実績を有し、本協会に申請し受験を認められたものとする。

第十六条 「建造物保全監理士」は、「技術士」または、工学系の「博士」号を有し、理事会において、その実績等を審査し十分な功績が認められた者に対し受験を認める。

（有効期間）

第十七条 本資格者の有効期間は、3年間とする。

2 本資格者は、前条に定める有効期間が過ぎる前に、所定の手続きを行い、新たな認定証の交付を得ることとする。所定の手続きを経ない場合は資格の失効とし、以後、本資格者の称号を使用できないものとする。

（資格の失効・除名）

第十八条 本資格者、またはこれらを使用して業務を行おうとする企業が不正または不適切な行為を行った場合、理事会の決議により資格の失効ならびに除名することができる。

2 第十七条並びに前条による資格の失効者、除名者ならびにその所属する企業は、本資格者の称号の使用を禁止するとともに、本協会との関係も失うこととする。

沿 革

1. 2012年4月12日制定・施行
2. 2012年11月20日改訂